平成２２年（フ）第３０６号
大阪市東淀川区淡路２丁目５番９号　ベルウイング201号
債務者　須賀　孝明
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５６６号
大阪市浪速区恵美須西２―14―13　サウスパラジェ702、住民票上の住所大阪府河内長野市天野町926番地
債務者　桒中　昭裕
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９０号
大阪市東淀川区下新庄５丁目26番19―1003号
債務者　小林　修一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３８５号
大阪市浪速区大国３丁目10番７―701号
債務者　大西　芳行
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６１６号
大阪府東大阪市森河内西２丁目25番６号
債務者　西山　雅清
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０９号
大阪府茨木市上泉町７番５号
債務者　川口　幸恵
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７９２号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番７―304号
債務者　津田　誠大
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４７号
大阪市旭区千林２丁目１番15号―203号、住民票上の住所大阪府枚方市走谷１丁目13番44号
債務者　豊永　祐爾
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７７号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号大阪自彊館白雲寮
債務者　松本　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８９３号
大阪市北区長柄西１―１―28大淀寮、住民票上の住所大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　中野　勝義
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９３号
大阪府東大阪市足代北２丁目13番７号ミュゼ布施305号
債務者　籔内　　始
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９７号
大阪府茨木市春日４丁目２番５号
債務者　谷　　健二
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５００１号
大阪市鶴見区今津南１丁目４番31―203号
債務者　大須賀由香
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０１２号
大阪市西成区南津守１丁目１番１―706号、住民票上の住所大阪市西成区津守３丁目１番２―203号廣田方
債務者　浦上　　望（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１１１号
大阪府東大阪市川俣１丁目１番10号シティパレス高井田501号
債務者　田畑　　洋
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１７９号
大阪府高槻市牧田町６番21―405号
債務者　中川　道一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１８２号
大阪府枚方市田口山３丁目19番１―511号
債務者　新村　公治
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４０６号
大阪府八尾市久宝寺６丁目４番26号
債務者　菊地　政代
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部